【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成25年7月26日

【発行者名】 明治安田生命2013基金特定目的会社

【代表者の役職氏名】 取締役 本郷 雅和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 大和証券株式会社

金森 弘樹

【電話番号】 03-5555-3430

明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)

【届出の対象とした募集内

国資産流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集内 第1回特定社債(一般担保付) 500億円

国資産流動化証券の金額】

【縦覧に供する場所】 明治安田生命2013基金特定目的会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

発行会社が優先出資を発行し、また、平成25年7月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項にその他の訂正理由が生じましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 証券情報
- 第1 社債(特定短期社債を除く。)
  - 2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- 第二部 管理資産情報
- 第1 管理資産の状況
  - 3 管理及び運営の仕組み
  - (2) 信用補完等
- 第三部 発行者及び関係法人情報
- 第1 発行者の状況
  - 1 発行者の概況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

# 第1【社債(特定短期社債を除く.)】

### 2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

<訂正前>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(i) 発行会社は、本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の払込金として払い込まれた金銭の 総額を発行会社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち金920,100,000円(予定) <u>(注)</u>については出資金勘定(以下に定義されます。)において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金 不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円<u>(予定)(注)</u>につい ては、発行会社の利息支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、本特定社債の利息の支払等のため の現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記第二部第1、3(1) 「管理資産の 管理」「管理資産からの支出」 の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、 かかる金額の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完措置・流動性補完措置となります。また、発行 会社は、平成25年8月2日付で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約並びにこれに関す る一切の変更契約(以下「本件信用枠設定契約」といいます。)に基づき明治安田生命から一定額の本特定 社債の利息の支払等の資金を借り入れる権利を有し、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措 置とします。本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する借入金の元利金その他の支払に ついては、当該支払を行うべき日 ( この日を含みます。 ) までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て 支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保 されている金銭から、当該支払を行うべき日に公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金 1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとし、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補 完措置とします。

(注)上記の各金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年8月2日頃に決定される予定です。

<中略>

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

<中略>

(b) 信用補完の形態

ア 特定出資及び優先出資の払込金

発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払 込金のうち、金920,100,000円(予定)(注)については出資金勘定において発行会社の諸費用の 支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、金130,000,000円 (予定)(注)については発行会社の利息支払勘定において本特定社債の利息の支払等のため の現金準備として、それぞれ留保し、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産から の支出」のないしに記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額 の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃に決定される予定です。

<訂正後>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(i) 発行会社は、本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の払込金として払い込まれた金銭の 総額を発行会社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち金920,100,000円について は出資金勘定(以下に定義されます。)において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定 社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円については、発行会社の利息支払勘定 (以下に定義されます。)において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。 出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記第二部第1、3(1) 「管理資産の管理」「管理資産からの支 の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において 本特定社債の利息の支払の信用補完措置・流動性補完措置となります。また、発行会社は、平成25年8月2日付 で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下 「本件信用枠設定契約」といいます。) に基づき明治安田生命から一定額の本特定社債の利息の支払等の資 金を借り入れる権利を有し、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措置とします。本件信用枠設 定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行う べき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条 件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当 該支払を行うべき日に公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金1,500万円を控除した金額 を上限として行われるものとし、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措置とします。

<中略>

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

<中略>

(b) 信用補完の形態

ア 特定出資及び優先出資の払込金

発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払 込金のうち、金920,100,000円については出資金勘定において発行会社の諸費用の支払、手元資金 不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、金130,000,000円については発行会 社の利息支払勘定において本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、それぞれ留保 し、後記第二部第1、3(1) 「管理資産の管理」「管理資産からの支出」 の ないし に記載さ れている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本特定社債の利息 の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

## 第二部【管理資産情報】

## 第1【管理資産の状況】

### 3【管理及び運営の仕組み】

(2)【信用補完等】

#### <訂正前>

(a) 発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金920,100,000円(予定)(注)については発行会社の出資金勘定において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円(予定)(注)については発行会社の利息支払勘定において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。(注)上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

<後略>

#### <訂正後>

(a) 発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金920,100,000円については発行会社の出資金勘定において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円については発行会社の利息支払勘定において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、前記3(1) 「管理資産の管理」「管理資産からの支出」 のないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

## 第三部【発行者及び関係法人情報】

## 第1【発行者の状況】

## 1【発行者の概況】

<訂正前>

<前略>

- (6) 出資等の状況
- (a) 出資の総数等

<u>種 類</u>	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	<u>2</u>
註	2 <u>□</u>

	<u>種類</u>	<u>発行口数</u>	<u>上場金融商品取引所名又は</u> 登録認可金融商品取引業協会名	<u>内容</u>
<u>発行済</u> 出 資	<u>特定出資</u>	2□	<u>該当事項はありません</u>	<u>(注)</u>
	<u>計</u>	2□	1	

(注) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額 面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

<u>(参考情報)なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命による優先出資がなされる予定であり、かかる優先出資がなされた後の発行会社の出資の総数等は以下のとおりとなる予定です。</u>

種類	会社が発行する出資の総数	
特定出資	2□	
優先出資	21,000口 <u>(予定)(注1)</u>	
計	21,002口 <u>(予定)(注1)</u>	

	種類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
】 発行済	特定出資	2□	該当事項はありません	(注 <u>2</u> )
出資	優先出資	21,000口 <u>(予定)</u> <u>(注1)</u>	該当事項はありません	(注 <u>3</u> )
	計	21,002口 <u>(予定)</u> <u>(注1)</u>		

- (注1) 上記の口数は、本届出書提出現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。
- (注2) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。
- (注3) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

<中略>

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

設立日以降の特定資本金の変化はありません。

<u>設立日以降の優先資本金の変化はありません。但し、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、1,050,000,000円(予定)(注)の優先出資が発行される予定であり、それに伴い優先資本金が増</u>

### 加する予定です。

(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

#### (d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、21,000口(予定)(注)の優先出資が発行される予定です。

(注)上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

#### (e) 主な社員の状況

<中略>

優先出資社員の状況

本届出書提出日現在、発行会社の優先出資社員は存在しません。

<u>(参考情報)平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、21,000日(予定)(注)の優先出資が発行される</u> 予定です。以下参考のために明治安田生命の情報(平成25年7月26日頃の予定)を記載いたしました。

氏名又は名称	住所	所有優先出資 口数	発行済優先出資総数に対する 所有優先出資の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	21,000口 <u>(予定)</u> <u>(注)</u>	100%
計		21,000口 <u>(予定)</u> <u>(注)</u>	100%

(注)上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

### (f) 議決権の状況

発行済出資

総社員の議決権

本届出書提出日現在 出資口数(口) 議決権の数(個) 区分 内容 議決権のない出資 0 議決権の制限された出資 0 (自己特定出資等) 議決権の制限された出資 0 0 <u>(その他)</u> 議決権のある出資 0 (自己特定出資等) 議決権のある出資 2 2 特定出資 (その他) <u>単元未満出資</u> 0 発行済出資総数 2

<u>(参考情報)なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して優先出資が発行される予定であり、かかる優先</u> 出資が発行された後の発行会社の発行済出資は以下のとおりとなる予定です。

<u>2</u>

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	21,000 <u>(予定)</u> <u>(注1)</u>		優先出資(注 <u>2</u> )
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	21,002 <u>(予定)</u> <u>(注1)</u>		
総社員の議決権		2	

(注1)上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

(注2)優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

<訂正後>

<前略>

- (6) 出資等の状況
- (a) 出資の総数等

種類	会社が発行する出資の総数
特定出資	2□
優先出資	21,000□
計	21,002□

	種類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
】 発行済	特定出資	2□	該当事項はありません	(注 <u>1</u> )
出資	優先出資	21,000□	該当事項はありません	(注 <u>2</u> )
	計	21,002□		

- (注1) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。
- (注2) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

<中略>

#### (c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

年 日 口	<u>発行済</u> 旨	出資総数	<u>特定資本金</u>		<u>優先資本金</u>		+☆亜
<u>年月日</u>	<u>増減数</u>	<u>残高</u>	<u>増減額</u>	<u>残高</u>	<u>増減額</u>	<u>残高</u>	<u>摘要</u>
平成25年6月19日	<u>2□</u>	<u>2□</u>	100,000円	100,000円	<u>-</u>	-	.
平成25年7月26日	<u>21,000□</u>	<u>21,002□</u>	-	100,000円	1,050,000,000円	1,050,000,000円	<u>-</u>

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

### (d) 所有者別状況

<u>平成25年7月26日</u>現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。<u>また、同日現在、発行会社の発行済優先出資21,000口の全ては、明治安田生命に所有されています。</u>

### (e) 主な社員の状況

<中略>

### 優先出資社員の状況

### 平成25年7月26日現在

			<u> </u>
氏名又は名称	住所	所有優先出資 口数	発行済優先出資総数に対する 所有優先出資の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	21,000□	100%
計		21,000□	100%

## (f) 議決権の状況

発行済出資

平成25年7月26日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	21,000		優先出資(注)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	21,002		
総社員の議決権		2	

<sup>(</sup>注)優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。